

生産行程管理業務規程

平成28年10月18日

1 作成者

住所 (フリガナ): (〒999-3795) ヤマガタケンヒガシネシチュウオウ 山形県東根市中央一丁目1番1号

名称 (フリガナ): カジュオウコク 果樹王国 ロクジサンギョウカスイシンキョウギカイ ひがしね6次産業化推進協議会

代表者 (管理人) の氏名: 会長 土田正剛

ウェブサイトのアドレス:

2 農林水産物等の区分

区分名: 第3類 果実類

区分に属する農林水産物等: おうとう

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ): ヒガシネ 東根さくらんぼ、HIGASHINE CHERRY

4 明細書の変更

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 生産地・栽培の方法の確認

生産地・栽培の方法については、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章の使用を希望する者 (以下「地理的表示「東根さくらんぼ」使用希望者」という。) が生産者である場合、果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会 (以下「協議会」という。) は品種・栽培方法等を記載した地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書 (別紙1) を収穫予定日の1か月前までに作成・提出させ、その記載内容を確認する。地理的表示「東根さくらんぼ」使用希望者が農協又は集出荷業者である場合、農協又は集出荷業者は、集荷の対象となる生産者から「東根さくらんぼ」栽培管理報告書 (別紙1) を作成・提出させ、その記載内容を確認し、協議会に収穫予定日の1か月前までに「東根さくらんぼ」生産者管理報告書 (別紙2) にて報告し、協議会はその内容を確認する。

また、協議会は、生産者に対する現地調査を毎年1回以上実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

なお、協議会は、生産者に対し栽培技術講習会及び目揃え会を開催し、東根さくらんぼの生産に関する技術情報の提供や品質基準等の遵守について周知徹底を図る。

(2) 出荷規格・最終製品の確認

共選は、農協又は集出荷業者の選果場にて行い、この際（１）の記録を確認するとともに、出荷規格に適合したさくらんぼの確認を行い、農協又は集出荷業者は、この結果を地理的表示「東根さくらんぼ」出荷規格管理台帳（別紙３）に記録し、地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書（別紙４）とともに出荷又は販売終了後１か月以内に協議会に提出する。個人出荷に関しては、生産者は出荷規格に従った出荷になっているか確認を行い、その結果を地理的表示「東根さくらんぼ」出荷規格管理台帳（別紙３）に記録し、地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書（別紙４）とともに出荷又は販売終了後１か月以内に協議会に提出する。

なお、協議会は、出荷規格・最終製品が遵守されていないことが疑われる場合には、現地調査を行うこととする。

## 6 明細書適合性の指導

### （１）栽培の方法について

協議会は、５の（１）の確認の際に生産地及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、地理的表示「東根さくらんぼ」使用希望者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該者のさくらんぼを是正が図られるまで「東根さくらんぼ」としての出荷を停止し、又は協議会の会員を除名することもできるものとする。

### （２）出荷規格について

協議会は、出荷規格に従った出荷が行われていない場合には、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用している者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該者のさくらんぼを是正が図られるまで「東根さくらんぼ」としての出荷を停止し、又は協議会の会員を除名することもできるものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

（１）協議会は、前記５（２）の確認の際に、生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているさくらんぼについてのみ、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用のダンボール箱）についても確認する。

なお、協議会は、栽培技術講習会及び目揃え会において、生産者及び現場確認責任者等を対象とした研修会を実施し、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について周知徹底を図る。

（２）協議会は、前記５（２）の確認の際に、以下のさくらんぼがあるか否かを確認する。

- ① 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないさくらんぼであるにもかかわらず、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章が使用されているさくらんぼ
- ② 地理的表示である「東根さくらんぼ」のみが使用されているさくらんぼ

- ③ 登録標章のみが使用されているさくらんぼ
- ④ 地理的表示である「東根さくらんぼ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているさくらんぼ

## 8 地理的表示等の使用の指導

協議会は、前記5（2）の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用している者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用している者を除名することができるものとする。

- ①生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないさくらんぼであるにもかかわらず地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用している場合
- ②地理的表示である「東根さくらんぼ」のみを使用している場合
- ③登録標章のみを使用している場合
- ④地理的表示である「東根さくらんぼ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

## 9 実績報告書の作成等

協議会は、1月1日から同年12月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料  
協議会が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

協議会は、前記9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、協議会事務局（山形県東根市中央1-1-1東根市役所経済部ブランド戦略推進課内）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書（別紙1）（農協及び集出荷業者は、それぞれの集荷対象生産者分を保存）
- (2) 地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書（別紙2）
- (3) 地理的表示「東根さくらんぼ」出荷規格管理台帳（別紙3）
- (4) 地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書（別紙4）

## 11 連絡先

住所又は居所： XXXXXXXXXX

宛名： XXXXXXXXXX

担当者の氏名及び役職： [REDACTED]

電話番号： [REDACTED]

ファックス番号： [REDACTED]

電子メールアドレス： [REDACTED]

# 地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書

生産者名	電話番号	履歴名

●登録園場

No.	品種	園場所在地	栽培面積

栽培の方法について

栽培に当たっては、基本的に以下の事項を行うこととする。  
 ア 生産地内における植栽本数は10アールあたり、10～15本とする。  
 イ 品質保持のため必要に応じて以下を行う。

- ・ 雨除け施設等を用いて栽培することにより、割果を防止する。
- ・ 雨除け施設等の側面に防鳥ネットを張ることにより、野鳥等から果実を守る。
- ・ 樹の下に反射シート等を使うことにより、果実の着色を促進する。
- ・ 芽の時と青い実の時に摘果するとともに、着色開始時期に葉摘みを行い果実と葉に太陽の光を多く当てることにより、果実の肥大を促進する。

地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章の使用について

- 1 「さくらんぼ出荷基準表」の「秀・L」以上のさくらんぼを使用します。
- 2 栽培管理を正確に記帳したものを管理または保管します。また、「東根さくらんぼ」栽培管理報告書を求めに応じて提出します。
- 3 果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会の指示に従い、適正に生産行程管理業務を行うことを誓約します。

●耕種概要

耕種概要	
開花	月 日
植栽	年 月
樹齢	年生～ 年生
収穫(計画)	月 日～ 月 日
総収量(計画)	kg
うち、「東根さくらんぼ(秀・L以上)」収量(計画)	kg

上記のとおり、栽培管理について報告します。

提出日 平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

上記事項を確認しました  ←☑を入れる

地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議  
 会長 土 田 正 剛 殿

年 月 日

団体名  
 住所  
 氏名

地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書について、地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書に基づき、下記のように確認したことを果樹王国ひがしね6次産業推進協議会長に報告いたします。

記

生産状況

NO	品種	生産地区	総栽培面積	総出荷量 (計画)
例	佐藤錦	東根地区	1ha	3000 k g

※ただし、天童市大字川原子・道満・成生・大清水・大町は神町地区、村山市大字河島元杉島・河島元塩川・稲下・大久保は長瀬地区、西村山郡河北町大字谷地字置上・草野・海老鶴は小田島地区、西村山郡河北町大字田井、大字谷地字山王・おそのは大富地区に含む。

#### 確認事項

1. 生産地・栽培の方法及び出荷規格・最終製品の確認について、集荷の対象となる生産者から「東根さくらんぼ」栽培管理報告書（別紙1）を作成・提出させ、その記載内容を確認する。
2. 「東根さくらんぼ」の集出荷が終了後、地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書（別紙4）を出荷又は販売終了後1ヶ月以内までに提出する。
3. 「東根さくらんぼ」の出荷規格「秀 L以上」を満たさないさくらんぼについて、「東根さくらんぼ」及び登録標章を付した状態で出荷しない。
4. 出荷規格・最終製品の確認の際に、以下のさくらんぼがあるか否かを確認する。
  - ・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないさくらんぼであるにもかかわらず、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章が使用されているさくらんぼ
  - ・地理的表示である「東根さくらんぼ」のみが使用されているさくらんぼ
  - ・登録標章のみが使用されているさくらんぼ
  - ・地理的表示である「東根さくらんぼ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているさくらんぼ

上記記載に、虚偽記載はありません。

別紙3

地理的表示「東根さくらんぼ」出荷規格管理台帳

使用者  
住所  
氏名

現場確認責任者
氏名

年月日	商品規格								計
									数/kg
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	/	/	/	/	/	/	/	/	/

品種
----

使用者又は現場確認責任者
平成 年 月 日
署名 <span style="float: right;">(印)</span>



地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書

果樹王国ひがしね6次産業化推進協会  
会長 土 田 正 剛 殿

年 月 日

使用者  
住所  
氏名

地理的表示「東根さくらんぼ」について、下記のように出荷したこと及び出荷箱等にG I マークを附したことを果樹王国ひがしね6次産業推進協議会長に報告いたします。

記

出荷期間                                  平成 年 月 日 ~ 月 日

出荷規格                                  等級 秀 ・ 階級 Lサイズ 以上

出荷総数量                                  k g

G I マーク使用総箱数                                  箱

※内訳は別紙のとおり

上記記載に、虚偽記載はありません。

地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書(内訳)

品種名	商品規格	出荷数量 (k g)	G I マーク使用箱数 (箱)
(例) 佐藤錦	1 k g バラ	1 0 0	1 0 0